

## 防災対策調査特別委員会会議記録

- 1 期 日 令和2年6月22日（月）  
午前9時25分 開会  
午前11時00分 閉会
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 出席委員 委員長 上田 倫久  
副委員長 木谷 敏勝  
委員 青山 憲司、芦田 竹彦、  
伊藤 仁、井上 正治、  
奥村 忠俊
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明員 （別紙のとおり）
- 6 傍聴議員 なし
- 7 事務局職員 主査 伊藤 八千代
- 8 会議に付した事件 （別紙のとおり）

防災対策調査特別委員長 上田 倫久

## 防災対策調査特別委員会 次第

日 時：2020年6月22日（月）9：30～

場 所：第1委員会室

### 1 開 会

### 2 委員長あいさつ

### 3 協議事項（個別課題）

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策と業務継続計画（BCP）について・・・資料1
- (2) 新型コロナウイルス感染症に対応した災害対策について
  - ア 複合災害に対応するための事前準備について・・・資料2
  - イ 避難所運営ガイドラインの策定について・・・資料3
  - ウ 避難所の充実について・・・資料4
  - エ 自主防災組織への対応について・・・資料5
- (3) 「千年に1度」の大雨 県想定・・・資料6

### 4 その他

### 5 閉 会

# 防災対策調査特別委員会名簿

## 【委員】

職 名	氏 名
委員長	上 田 倫 久
副委員長	木 谷 敏 勝
委 員	青 山 憲 司
委 員	芦 田 竹 彦
委 員	伊 藤 仁
委 員	井 上 正 治
委 員	奥 村 忠 俊

7名

## 【当 局】 出席者に着色をしています。

職 名	氏 名	職 名	氏 名
防 災 監	宮 田 索	防災課長	原 田 泰 三
コウノトリ共生部長	川 端 啓 介	農林水産課長	柳 沢 和 男
		農林水産課参事	井 垣 敬 司
都市整備部参事	河 本 行 正	建設課長	富 森 靖 彦
上下水道部長	米 田 眞 一	下水道課長	石 津 隆
		下水道課参事兼係長	堀 田 政 司
城崎振興局長	熊 毛 好 弘	地域振興課長	谷 垣 一 哉
竹野振興局長	瀧 下 貴 也	地域振興課参事	山 根 哲 也
日高振興局長	小 谷 士 郎	地域振興課長	中 川 光 典
出石振興局長	村 上 忠 夫	地域振興課長	今 井 謙 二
但東振興局長	羽 尻 泰 広	地域振興課長	大 石 英 明
消防長	榊 田 貴 行	本部参事	金 納 広 行
		本部参事	井 崎 博 之

15名

## 【議会事務局】

職 名	氏 名
主査	伊 藤 八 千 代

## 午前9時25分開会

○委員長（上田 倫久） おはようございます。

時間がまだ早いようでございますけれども、皆さんお集まりいただきましたので、今から特別委員会を開きたいと思えます。

今日は大変、資料をたくさん準備していただいております。ありがとうございます。

説明のほうは簡潔にお願いしたいと思えます。また、質問のほうも手短にお願いをしたいと思っております。終了時間は11時をと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

では、早速、協議事項のほうに入りたいと思えますけれども、資料のほう確認ください。資料1、2、3、4、5、6、ありますでしょうか、ありますか。

では、早速ですけれども、個別課題についてであります。

本日の特別委員会を開催するに当たり、委員の皆様へ当局から説明を受けたい協議事項等の照会させていただきました結果、1つ目、新型コロナウイルス感染症対策と業務継続計画、BCPについてでございます。

まず、これから簡潔に説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

原田課長。

○防災課長（原田 泰三） おはようございます。簡潔にというのが一番自信がないんでございますが、これから説明をさせていただきます。（1）の感染症対策とBCPについてでございます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症対策に関する市の警戒本部等の開催状況について簡単に説明したいと思います。

豊岡市のほうでは、県が1月の28日に警戒本部を設置したというようなことを踏まえて、2月3日に庁内連絡会というのを開催しております。その後、連絡会を合計で2回、それから関係機関協議ということで1回開催した後、県内で初めて感染者が確認されました3月1日をもって警戒本部に移行し、警戒本部を5回開催しております。その後、4月7日に国による緊急事態宣言が発出されまして、その同

日をもって対策本部に移行し、会議を7回持っています。

なお、対策本部の会議以降につきましては、市議会の議長、副議長さん、それから常任委員長さん、それから副委員長さん、特別委員長さんにも出席をいただいておりますので、情報共有が図られてるのかなと思えますので、詳細な説明についてはここでは省かせていただきます。

それでは、資料1をご覧ください。市では平成29年に、大規模災害などの非常時に取り組むべき応急業務と言われるものと、非常時であっても継続しなくてはならない通常業務というのを業務開始目標時間ごとに各部の単位で定めています。

そんな中で、コロナウイルスから市民の命を守ること、それから蔓延を防ぐということ、そういったようなことの検討をしていくために、会議やイベント等の中止や延期対応、それから、学校等で感染者が発生した場合の対応などについて検討をする必要が生じました。

（2）にも書いてございますように、1の（2）でございます。4月17日の第4回対策本部会議において、コロナに関する業務を最優先に取り組むことについて確認を本部員全員でされまして、その上で業務継続計画に基づいて、先ほど言いましたような非常時であっても優先すべき通常業務についての順位を確認したりする必要があったというようなことが、（1）から（3）に書いてございます。

具体的に、ちょっと2ページ目をご覧ください。これは一例といたしまして、防災課の通常業務の事務分掌に基づいた通常業務をお示しをしてるんですけども、この表の中の、例えば4項目めに防災啓発に関することという項目でございます。ちょっと右のほうにぼつっと、1か月より遅くってというようなところに丸が書いてありまして、その後、3か月以内というところにひし形マークが入れてあると思うんですけども、例えばこれにつきましては、非常時であっても、啓発ですので、少し遅らせても問題ないという判断はしていたんですけども、中でも出水期を迎えるの啓発、特に今シーズンについては、

後からまた出てまいりますコロナ対策なんかを踏まえた風水害時の避難についてというふうなことが、早急に啓発を図っていかないといけないということで、今議会でもたくさん質問をいただいておりますんですけども、そういった取組についてはやっぱりしないとイケないだろうということで、それ以外の業務については3か月遅らせるというようなことが可能と判断をして、印を打っております。

具体的には、例えば北但大震災のメモリアル写真展ですとか、今年について、毎年5月に開催をしておったんですが、市長の防災行政無線放送による啓発のみにしております。

また、同じページで、5項目め、6項目めには防災研修に関する事とか訓練に関する事っていうようなことが上がっております。これも同様に、1か月より遅くということさらには細分化して、3か月より遅くというようなことにしておるんですけども、例えば密集、密接の状況になりやすいような取組っていうのはどうしてもやっぱり延期とか中止にせざるを得ないというようなものがございます。

例えば6月には、自主防災の組織の皆さんと総合高校の生徒さんだったり、消防団で合同で行っております水防訓練につきましては、やはり屋外といっても密集、密接というような状況になりますために、中止というふうなことを判断をいたしております。

ただし、緊急事態宣言が解除になりましたので、今後は感染症予防対策の徹底、それから新しい生活様式なんかの普及に細心の注意を図りつつ、可能なものについては実施するという方向で考えております。例えば、毎年8月最終日曜日の午前中に行っています市民総参加訓練などが上げられます。

なお、3ページ以降に、他の部署での検討結果を掲載をさせていただいております。これは、市議会でも資料のほうで提供させていただいているものと思いますが、それをまたご参照いただけたらというふうに考えております。

協議事項の1の防災課からの説明につきましては以上でございます。

○委員長（上田 倫久） ありがとうございます。  
続きまして、消防本部よりお願いいたします。  
井崎参事。

○消防本部参事（井崎 博之） 私からは、消防本部の新型コロナウイルス感染症対策と業務継続計画について説明をいたします。

まず、感染リスクが高いと考えられます救急事案の対策といたしましては、119番の受信時に、37.5度以上の発熱が2日間以上続く場合及び呼吸困難やせきなどの症状があることを聴取した場合には、新型コロナウイルス感染症疑いとして、隊員は完全防護の服装、本日お手元にお配りしました資料をご覧ください。感染防止衣、ゴーグル、N95マスク、手袋、シューズカバー、これらを装着して活動を行うこととしています。この完全防護は、医療従事者と同等であり、感染者に接触しても濃厚接触者にはならないと保健所から回答をいただいております。

次に、搬送後の消毒につきましては、救急車内を、オゾンガスにより20分間の空間消毒を行い、換気後にエタノール等、オゾン水により車内や資機材の消毒を行っています。

最後に、活動に使用した服装と消毒に使用したガーゼはまとめてビニール袋に入れ、密封し、医療廃棄物として専用のボックスに入れ、処分をいたします。

以上、隊員の防護、車両を含めた資機材の消毒、服装などの廃棄、これらを徹底することで感染防止に努めています。

続きまして、業務継続計画につきましては、職員に感染者が確認された場合は、濃厚接触者の範囲を含め、保健所の指示により、職員の休職を判断いたします。このことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症職員休職時の人員計画により対応することとしています。

まず、休職者が20人未満であれば、通常の体制で対応しますが、20人以上になると、署所を段階的に閉鎖します。20人から27人で但東駐在所、28人から35人で竹野出張所を閉鎖します。36

人を超えると、日高、出石、城崎の各分署を救急隊のみに限定をして対応いたします。豊岡消防署につきましては、消防指令センターを閉鎖することができないため、来庁者と出入口を分けてセンターを区画した上で、入室の制限、消毒など、徹底した感染防止を行うこととします。

このような体制においても、さらに想定を超える事態となった場合は、退職されました消防OB10名を臨時の職員として勤務していただく体制を取っています。

私からは以上です。

○委員長（上田 倫久） 続きまして、各振興局のほうからあればお願いします。（発言する者あり）特にないそうです。

では、質問等があったら、ちょっと手短にお願いしたいと思います。

井上委員。

○委員（井上 正治） 最初、資料1で新型コロナウイルス感染症による継続業務の確認ということでご説明をいただきました。

それぞれ優先度の高い通常業務の一覧ということで、今るるご説明をいただいたんですけども、既存の計画に追加の3か月以内、これは具体的には今後のスケジュールにしっかりと組み込んでおられるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○委員長（上田 倫久） どうぞ原田課長。

○防災課長（原田 泰三） 個々の事業全てを当て込んでというわけではないんですけども、今回の影響を受けまして、1か月以上遅らせても大丈夫という業務につきましては、人員等の体制がございますので、延期をして実施をするというようなことにくくりでする場合もありますし、やむを得ず中止ということにする場合もございますが、おおむね、ここに書いてある3か月以内っていうことになると、そういった時期を見定めて、実施はしていくようなことにはなる。ただ、今言いましたように、ちょっとタイムテーブル的に難しいということで、少し判断がまた変わる可能性もあるというような事業もあるかと思っています。

ちょっと具体的に今どこの事業がというようなことは、申し上げることができないんですけども、以上でございます。

○委員長（上田 倫久） よろしいですか。

井上委員。

○委員（井上 正治） 実際の災害というのは、いつ、どこで起こるか分からないということもございませし、やはり啓発というのは常に怠ることなしに、しっかりとやっぱり市民には伝えていく必要がある。防災無線のほうでもしっかりと対応していただけてますし、ホームページのほうも見させていただいて、いろいろと載ってるなというふうな形でまあ、迅速にやっていたいでいるので、非常にありがたいなと思っておりますし、今は特に集中的豪雨が降るので、豊岡市内においても、ある一部分にどかんと降ったりするようなことがあり得るので、そういうことも想定をしながら、やっぱりきちっと的確に具体例を示しながら、市民の皆様には伝えていただきたいと思っておりますので、こういった啓発であるとか、それから、言ってみれば訓練であるとかというふうな内容が多いですので、これまでどおり、コロナの密を避けるためには気をつけなければいけないことはあると思っておりますけども、やはり常にそういうものをやっていないと非常時に役立たないということが起きて、特に消防団の点検であったり、訓練あたりも含めて、しっかりと対応していただきたい。これは意見ですので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○委員長（上田 倫久） もう次に移りたいと思いません。またありましたら、最終的にまた質問していただきたいと思ひます。

次に、新型コロナウイルス感染症に対応した災害対策について、これ、ちょっと1番目には、複合災害に対応するための事前準備について、イ、避難所運営ガイドラインの策定について、ウ、避難所の充実について、エ、自主防災組織への対応についてということで、一括して説明をお願いをしたいと思ひます。誰ですか。

原田課長。

○防災課長（原田 泰三） 資料2をご覧ください。

タイトル、事前準備というようなことで、コロナ禍における避難ということをちょっと特化して書かせていただいております。

この資料は、先ほど井上委員のほうからもご紹介ありましたように、ホームページとかで既に周知を始めているような内容も含まれております。また併せて、6月25日発行の広報とよおかの7月号のほうにも特集として掲載をする予定にしておりますのでございます。

最初の、避難を検討している方へというふうなことが示すように、この啓発の狙いというのは、特に水害時の避難なんですけども、避難というのは、安心するために行うものではなくて、リスクから命を守る行動なんだっていうようなことを、最初の考え方についてのところにも書かさせていただいております。

例えば避難場所というのは、何も市の指定場所だけではなくて、いろいろな避難先があるというようなことや、避難の手段には、例えばご近所の支援者に連れていってもらおうという方法以外にも、極端な話、タクシーでホテルに避難するというような今は時代でございます。そういったような多様な方法があるというようなこと考え方を普及させるために、特に、避難の考え方についてというようなことで啓発をさせていただいております。避難の方法にもいろいろありまして、水平避難もあれば、自宅の2階にとどまっていれば、安全を確保できるというような場合もありますというようなことを紹介しているものでございます。

もう一度言いますが、特に今シーズンにつきましては、感染リスクを負ってまで指定緊急避難場所に避難するというよりも、より早く行動を起こしていただくことによって、あらかじめ安全なご親戚とか知人のお宅に移動ができます。また、あらかじめ定めたタイミングで迎えに来てもらうというような避難方法もございます。ゆっくり検討できる今だからこそ、市民の皆さん自身やご家族はもとより、例えば遠方に住む娘さんとか、あと、同じ障害を持

つお仲間の方々、それから趣味のグループ等いろいろございます。そして、もちろん区や隣保内で、安全な手段と多様な避難先を必ず検討しておいてもらいたいというようなことが、この趣旨でございます。

2ページ目をご覧ください。前段の部分に、特にコロナの感染症拡大防止のために、避難する前に必ず健康チェックをしてきてくださいと。これはもう避難の余裕があるならば十分できます。できることでございますので、検温したりというようなこと健康チェック。

それから、避難先に手ぶらで来るのではなくて、避難先に持参すべきものなどを紹介をしております。特にコロナを意識した内容になってございます。

それから、前段にもちょっと書いてあるんですけども、もう一つ大きな狙いというのが、4ページにフロー図がありますが、これは、果たして避難する必要があなたはあるんでしょうかということをお問うものでございます。ご家庭に配布している防災マップで、まず自分が確認をしていただいて、もしくは意味が分からなければ、隣の方にでも聞くぐらいなことをしていただいて、自分は家にとどまって大丈夫かどうかということをお判断いただきたいというようなことが、フロー図として示されているものでございます。自宅の2階にとどまって、何もなければ生活が行き渡りませんので、しっかり数日、生活ができる備蓄物を2階の部屋に置いておいてもらうっていうようなことで、十分そういった安全なところに住んでいらっしゃる方については対応が可能だと考えております。

このほか、先ほど議員のご指摘にもありましたけれども、地域の防災だったり、消防団の方々の活動の関係もでございます。この資料では、こういったもろもろの感染症対策だったりとか、事前にできる、いろんな準備対応につきまして説明することによって、地域での、例えば河川沿いの土のう積みなどに当たっても、3密を避ける工夫をやはり新しい生活様式の中でしていただかなくてはなりませんし、マスクであったりとか、そういったことも必要かと思

います。そういった通常の感染防止対策と同様に、距離を保っていただいたりとか、共通して使うようなものの消毒だったりとかっていうようなこともイメージできるのかなというふうに考えております。

また、これはちょっと余談かもしれませんが、一度に土のう作成作業を集中させたりすると、どうしても密な環境になりますので、例えば事前に土のう作成をしといて、区内の要所要所に配備しておくことで感染症への予防につなげることができるというものでございます。

長くなりますが、市では、各区の会館へは、今後、手指消毒液を配置したりとか、それからあと、消防団の詰所にも手指消毒液と作業時に使用いただく若干のマスク、それから次亜塩素酸水なんかを配備することとしております。

新型コロナウイルス感染症対策として最も有効なのが、やっぱり市民お一人お一人が頑張っ取り組んでくださったマスクの着用の徹底だとか、手指消毒の励行だったり、不要不急の外出をしないというようなことが上げられます。これは風水害においても、やはり各人が取り組む事前の防災対策として、例えば様々な媒体や手段を通じて、気象や避難に関する情報をあらかじめ入手いただいたりとか、あと、危険が迫る前にさっさと安全なところに避難いただくとかっていう、そういった個人個人でできるレベルの、当たり前前の早め早めの行動と通じるものがあると考えております。コロナ感染症対策と同様に、風水害への事前の備えとしての取組を、命を守るための当たり前前の行動として実践いただくことがコロナ感染症対策に対応した防災対策と言えると思っております。

アについての防災課からの説明は以上でございます。

すみません、続けます。続きまして、資料3をご覧になりながらお願いいたします。避難所運営ガイドラインの策定についてでございます。

最初に、ちょっと冒頭に説明させていただきますと、市では、今回のコロナ感染症拡大を受けて、従

来から使用してる豊岡市避難所運営マニュアルというものに新型コロナウイルス感染症対策を追記し、5月末に策定しております。議会のほうでもご説明はあったかと思うんですけども、今シーズンから受付だったり、配置職員の防疫対策、それから3密防止のための、例えば段ボール間仕切りだったりの採用、それから人と人との距離を保つこと、それから収容人数がどうしても難しくなってきますので、開放可能な部屋をいつもより増やすこと、それから受付時の動線の工夫だったり、マスクの着用、消毒液の設置などについて、このマニュアルに基づいて運営を行います。

主なものとして、すみません、1ページをご覧ください。運営の基本方針というのがちょこっと書いてございます。ちょうど真ん中辺ぐらいでございます。新型コロナウイルス感染症など、感染症防止対策をしっかりと行うというようなことを明記した上で、幾つかご紹介をしたいと思います。

4ページ目でございます。中段辺りに、避難所派遣時の準備品ということで、これは既に事前に準備するものになりますが、例えば非接触型体温計、それから段ボール間仕切り、使い捨てゴム手袋、液体石けん、マスク、それから次亜塩素酸水等々、ここには書いてないものもございまして、そういったものを早急に指定緊急避難場所のほうに配置を考えております。

それから、5ページ目をご覧ください。これは、区域設定の考え方というのがど真ん中辺ぐらいに書いてあると思っておりますけども、例えば家族間の間隔を2メートル空けるというようなことや、あと要援護者の方のスペースは日頃の避難所運営であるんですけども、それに加えて、できるだけそこから離れた場所には体調不良者の方用のスペースを確保することなどについて定めております。

6ページをご覧ください。6ページには、受付時の留意点として、発熱時の症状のない方とか、それらの症状のある方との受付を分けることなどの、避難者の受入れ時の方法が記載をしております。

少し飛びますが、13ページ目をご覧ください。



必要となる物品の詳細、それから、そういったようなことが、目的、それから配置場所なんかを記載しておりますのと、14ページ目には一番最初に、濃厚接触者の方の避難先の関係、それから体調不良者への対応の手順だったり、それから最後のほうには、配置職員の交代のルール等について定めております。

また飛びますけども、23ページ以降につきましては、開設時のチェックリストであったりとか、それから、その後、26ページには受付簿、それから27ページには体調確認表、こういったような様式を添えさせていただいております。

それから最後になりますけども、38、39ページ辺りでございますが、これはコロナ対策用の避難所設営モデルとして、こういった場所の配置例であったり、あと、実際のフロアの区画例だったりというのを紹介をさせていただいております。

なお、これらにつきましては、各避難所に配属される担当職員があらかじめ避難所を訪問するという機会がございます。そういったときに、施設側とチェックをするというような流れになっております。

協議事項2のイにつきましては以上でございます。

○委員長（上田 倫久） 今、ページのところが、下に出てるのが、該当のページですよ。

○防災課長（原田 泰三） 下に出てるやつでございます。すみません。失礼いたしました。

○委員長（上田 倫久） 分かりました。下に出てるのがページ。

なら、資料の次は4ですか、避難所の充実についてお願いします。

どうぞ、原田課長。

○防災課長（原田 泰三） 続きまして、避難所の充実ということで、資料4でございます。

まず、豊岡市では、現在、風水害時の指定緊急避難場所が130ほどの施設、それから地震の指定緊急避難場所として150ほど施設が指定してござ

います。

そんな中で、ここに書いてございますように、タイトルに「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備」ということで、通知がございました。

これは、もう読んで字のごとくなんですけども、災害時に少しでも分散避難を促進するための避難場所の確保を進めなさいよというようなことの助言でございまして、2ページ目を、その裏のページをご覧ください。具体的には、厚生労働省、観光庁から、例えばホテル協会だったり、旅館協会だったり、そういった協力にしてくださいねというような情報、いわゆる依頼の文書が行っているものでございます。

市では、これらの通知も踏まえまして、やはり分散避難のため、特に要援護者の方の避難の長期化に当たっての、その体調が悪くなったりとかっていうようなことへの対応というのが必要だということで、5月の22日に城崎温泉旅館協同組合の役員会のほうに同席を、城崎振興局のほうと一緒にさせていただいて、状況について説明をさせていただきました。

3ページ目に、災害時における避難場所等の協定書ということで載せさせていただいておりますけども、実はこの協定は以前からあったんですが、特に昨年度、少し内容を更新をしております、一般の被災者の方のほかにも、特に要援護者の方の支援についてっていうことで、規定を盛り込んで更新をしているというような内容になってございます。

市では、この協定に基づいて、今回の対策における避難所のさらなる確保のために、組合の皆さんに対しまして、具体的に言いますと、災害発生後数日、二、三日が経過した段階で、やはり避難所の中で生活が難しくなってこられる可能性の高い人の要援護者の方のうち、例えばご高齢の方だったりとか、基礎疾患を持っておられる方だったり、障害をお持ちの方だったり、また、その家族だったりっていうような方をまず優先に受入れをお願いしたいというようなことを申し上げまして、内容につきましては

は、協力させていただくってというようなことで快諾を得たところでございます。避難に当たって、そういった方々がちゃんと一遍に行くというのではなくて、避難先の旅館につきましては、組合のほうで調整をしていただいて、指定の旅館に避難いただくというような流れを一応確認をさせていただきました。また、城崎の旅館以外にも、市内の幾つかのホテルでは、避難者、そういった方、災害時の避難者の受入れに前向きに協力するっていうふうに言ってくださっているホテルもあるというふう聞いております。大規模災害時に避難者を円滑に受け入れることができるように、事前に十分調整をした上で対応を進めていくつもりでおります。

ウの事項につきましては、防災課からは以上でございます。

○委員長（上田 倫久） ありがとうございます。

今のところ、これも配られてると思いますけども、城崎温泉における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインというのがありますね。前に配っていただいております。

続きまして、資料5になりますか、自主防災組織への対応についてお願いします。

原田課長。

○防災課長（原田 泰三） 引き続きエの自主防災組織への対応ということで、資料5をご覧ください。

一連のご依頼文書等の体裁になってございますが、市では、2016年に行政区別防災マップを各ご家庭に配布しております。毎年、区長さんとか町内会長さんに対して、このマップの配布をさせていただいておると、このマップを活用した災害リスクの正しい把握と適切な避難方法の検討であったり、避難行動要援護者の個別支援計画の策定への協力要請、それからあと、市民総参加訓練へ実際にそれを検討した結果、取り組んでみてくださいというような内容で、出前講座なんか踏まえつつ、繰り返し啓発を行っておるところでございます。特に今年度は、新型コロナウイルス感染症も併せて避難方法の啓発が必要だっというような状況になっております。

この裏面を見てやってください。下の2ページでございますけども、ここには、ずっと7ページ目まで周知啓発の内容が書いてあるんですけども、5月22日に区長さん、町内会長さん宛てに行政区別防災マップの活用、それから出水期を迎えるに当たっての対応についてというようなことで、これはもう毎年、台風23号以降、啓發文書としてお送りしたり、広報に掲載したりしてるような内容のものでございます。

特に今年については丁度3ページ目の真ん中より少し下辺り、非常持ち出し品の備蓄だったりとかっていうところに、少し新型コロナウイルス感染症に対応した内容を盛り込んでいるというようなことでございます。

それから、先ほど来からずっと言っております、避難場所というのは、避難指定緊急の場所だけではないというようなことも盛り込んだような内容の啓発がずっと続きます。

例えばこの下のページでいいますと、先ほど言いましたのは、6ページ目に、これは先ほども紹介しましたけども、避難行動の判定フロー、それから下の7ページと書いてあるところに、ちょっとびっくりマークみたいなございますが、避難とは難を避けることであって、安全な場所にいる人は避難場所に行く必要はありません。避難先は小・中、公民館だけではなくて、安全な知人、親戚宅に避難することも考えてみましょう。これは国が作っている周知、啓発のチラシのものでございますので、こういったようなことを引き続き、こういった文書媒体でも周知徹底を図ってるといったようなことでございます。

それから、大きなものとしては次の8ページ目をご覧ください。この6月20日、ちょうど土曜日に1度、午前、午後と放送させていただいたんですけども、毎週2回程度、少し、今週ぐらいまでにはなるかと思いますが、折を見て、集中的に新型コロナウイルス感染症に対応した災害時の避難について啓発放送を行う予定としております。もちろんこの放送の内容につきましては、ホームページ、それからとよおか防災ネットや防災のファクスなんかで

も併せて発信することにしております。

ここに書いてあるようなことをお願いなんですけども、自主防災組織においては、特に今シーズン、コロナ禍における多様な避難の考え方などについて、組織の皆さんを通じて普及啓発をお願いしたいということがございます。まだまだ住民の皆さん方に一般的に周知してるっていうのが現状ですので、そういったことにつきましても、機会を捉えて周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、先ほどから少し出ておりますように、自主防災活動なんかの、実際に活動されるときには、いっときに、例えば大勢で作業するようなことがないように、活動時間の調整だったり、先ほど言ってましたように、事前にできることはしておいて、なるべく災害時に密集したような状況にならないような工夫だったりとか、そういったような取組につきましても、併せて共有を図っていききたいというふうに考えております。

エにつきましては以上でございます。

○委員長（上田 倫久） ありがとうございます。

今、新型コロナウイルス感染症に対応した災害対策についてということで、ア、イ、ウ、エと簡潔に説明をしていただきました。

ご質問等がある場合には、資料がどこかいうことを言っていたいて質問等をお願いします。質問等ありませんか。

青山委員。

○委員（青山 憲司） ちょっと1点教えてください。

先日、集中豪雨っていうんですか、大雨が降るときに、あれは国のほうが発令したんか、ちょっと市のほうが発令した、今、記憶定かでないんですけど、警戒レベル3相当という表示があったように記憶しています。警戒レベル3は市が発令するということのようですけども、警戒レベル3相当という、その「相当」という表現ですね。これに対応する避難として、今の障害を持っておられる方だとか高齢者の方、特に要援護者の方の避難をどうするのかっていう点について、その表現の仕方ですね、それはどう

いうふうに対応したらいいのかっていうのをちょっと教えてもらえませんか。

○委員長（上田 倫久） 原田課長。

○防災課長（原田 泰三） この相当情報というのは、住民の皆さんが自発的に避難行動を取ることができる情報として、気象庁とかが発表してるという情報になります。

ですので、警戒レベル1、2というのは気象庁が確実に発表するんですけども、3以降につきましては、相当情報というのは気象台、気象庁が出す。避難情報だったり、それに見合うものにつきましては、市町が出すというようなことになるんですけども、実際のところは、実はそこはマッチングしてないといいましょうか、実際、本当に局地的なところの川がちょっと増水しただけで、警戒レベル3相当情報というのが例えばヤフーの画面に出て、そこがオレンジに変わるとか、そういったのがたまにありまして、青山議員おっしゃるように、先日もそういったようなことがございました。

ですけども、実際は、本当にいつとこのことで、すぐ収まってしまうというような状況で、市が、例えばそれに準じて避難勧告を出したり、避難準備情報を出すかということ、そうではなくて、あれはあくまでも参考情報としてのものになりますので、そこはマッチしてるというものではないというのが実態でございますので、実は豊岡市のほうもそういった情報を全国的に、本当に1か所のことだけで出されてしまうと、さも全域が市でそういった状況になってるんだというようなふうに取り残ってしまうので、これは今後ですけど、これまでからもそうなんですけども、相当情報というのは、ああいう形で発表されるっていうのは非常に混乱されますので、困るというふうなことを言っておりますし、これからも言い続けていこうというふうな、今、豊岡市ではスタンスしております。以上でございます。

○委員長（上田 倫久） 青山委員。

○委員（青山 憲司） よく分かりました。

警戒レベル3相当という表現だと、今のマニュアルでしたら避難をするというふうなことになって

くるんで、要援護者なんかは。だから、防災無線で市としての情報を出してもらうのがいいのかなというふうに思います。より細かい、豊岡どこどこ地域について、そういう必要があるのであれば警戒レベル3の対応でというか、個別に出してもらったり、そういう市としての対応状況っていうんですかね、そういうのを防災無線等で発してもらうのがいいのかなというふうに思いますので、その辺りは気象庁が発表した警戒レベル3相当だとか相当レベルの発表されるときには、よく豊岡市としての対応をどうしたらいいのかっていうことは、ちょっと何か市民向けに出してもらうのがいいのかなというふうに思います。

特に要援護者を支援される自警団、自主防災の組織の方であったり、区長であったり、民生委員の方であったりとか、その辺りの方と情報を、平時にその連携を密にさせていただいて、そういう相当レベルの気象庁からの報告があったときに、どうしたらいいのかっていうことも併せてちょっと十分に連携を取ってもらいたいなというふうに思います。

一方で、市民向けに警戒レベル3相当という表現が出たときにどうするか、市としてどうするかっていうことも、できれば、きっちりと詰めておいていただきたいなというふうに思います。これはお願いをしておきたいと思います。

○委員長（上田 倫久） では、新型コロナウイルス感染症に対応した災害対策については、もうこの程度で。（「まだまだ、まだまだ」「まだある」「まだあるわいな」と呼ぶ者あり）

○委員（井上 正治） 2点ほどお伺いしたいと思います。

まず、各豊岡市内はもちろん低地もありますし、山間部のレッドゾーン、イエローゾーンがおおむね豊岡市内も、県のほうからレッドゾーンについても指定はされたんじゃないかなという思いはするんですけども、やはりまだレッドゾーンのエリアの中に住宅等があるところがあるのか、その辺はちょっと私も現場が分からないんですけど、その対応と、それから山間部によっては、地区全体がイエローゾ

ーンの指定を受けているというところがあります。もし本当にゲリラ豪雨等が来ると、やはり非常に心配になります、そういう指定を受けてるっていうことについては。地形を見てましても、どうしても昔から日本というのは農耕民族ですから、言ってみれば、一番状況のいいところには農耕地になってる、そして谷間に人は大体住んでるというのが日本の集落のスタイルではないかなという思いを持っておりまして、ですから、言ってみれば非常に危険エリア、今ではそういう情報が発達しまして、本当に危険エリアに皆さんが多数住んでるという状況になるわけですけども、危険の雨量等が非常に、どの程度で本当に避難行動を起こすのがいいのかということになるんです。

先般、今、青山議員が言われたように、レベル3のときで、大体、神鍋エリアで200ミリ弱ぐらい百八十数ミリ、90は行ってないと思う、百八十数ミリ、降り始めから降っておりました。それと同時に豊岡市内、全く降らないのに240、50とか山間部は降ってる場合もありますので、そういう場合、私はたまたま責任者しとるときには、200ミリぐらいのときに一つ判断基準を持って注意しなきゃいけないなと川の水量を見た。300ミリになると、ちょっとやっぱり危機意識を持ちますね。

ですから、そういう部分での一つの判断材料として、空振りでもいいんで、やっぱり避難をするという意識を住民の方が持っていただくような体制づくりというのは必要だと思うんですけども、市として、本当にその辺の判断をどの程度で避難するのがいいのかというふうなお考えがあるのかどうか。レッドゾーンの中にお住まいの方がいるのかどうか含めて、ご説明をいただけたらと思うんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（上田 倫久） 原田課長。

○防災課長（原田 泰三） 今、5月末時点で、実は豊岡市内にイエローゾーンというのは約1,800か所ぐらいですから、レッドゾーンも800か所近く指定がされております。

ちょっと私が今分かっているのは、指定緊急避難

場所なんかでそういった区域指定、特にレッド指定がなされるようなケースにつきましては、早急に避難場所の、同じ敷地内で別の場所といいたししょうか、別の建物に移ることによって、例えば土砂が幾ら堆積しても、それより上に安全な場所があるというようなところで逃げられる施設もあれば、もう丸々、例えばそういったことで指定を受けてしまって、指定を変えないといけないというような対応を迫られることもございますけども、一応そういったときにつきましては、指定以後すぐにそういった見直し作業をしております、今現在、じゃあ、どこにそういった、ちょっと安全が確保できない施設があるのかっていうのは、さっきの浸水想定を踏まえた見直しというのは今やってるんですけども、レッド指定についての、今のところ見直しというのは、日々やっておりますので、特段、今現在してるかという、そういうわけではないというようなことがございます。ちょっと住宅でどう、そういった区域の指定があるかというのは分からないというのが正直なところでございます。

それから、土砂災害の場合っていうのは、いきなり降ったり、集中豪雨っていうのが、ゲリラ豪雨っていうのがありますので、あらかじめ土砂災害の、先ほど井上議員もおっしゃいました、300ミリ降ったら区域内のここが崩れる、どこかが崩れる可能性があるっていうようなことは、数年前に各区のほうに、建設課のほうからそういった図面なんかもお送りをさせていただいておりますし、ホームページでもそういったシミュレーションが見ることができますので、まず、事前の対策としては、防災マップと一緒に、そういったシミュレーションを見ていただいて、自分の家の裏山は大体何ミリ降ったらどこかが崩れる可能性があるというような場所なのかということを判断していただくっていうのが一つ材料としてはございます。

それから市のほうでは、土砂災害危険度の判定メッシュというんですかね、5キロメッシュだったり、1キロメッシュだったりとかっていうような、あーいったデータを用いるのと、実際の气象台とのホッ

トライン等を踏まえて、そういった印が点灯したところに対して、小学校区単位で避難勧告等を発令するというのが実態でございます。夜間なんかにも発令する場合については、移動は避けて、もう2階の山とは反対側におつてくれというような啓発をしておりますし、もっと早い段階であれば、やはり区域外の場所に逃げていただくということを訴えております。

ただ、委員おっしゃられますように、集落全てが区域内に入ってるというようなところも、但東だったり、出石だったりとかっていうのはたくさんございますので、そういったところについては、もうやはりそういった想定、あくまでもゲリラ的なのはちょっと分からんところがございますが、ある程度想定がつくのであれば、早めに区域外のいろんな、先ほどの多様な避難先に避難いただきたいと。少なくとも、山とは反対側の2階でお休みをいただくというようなことの徹底は毎回させていただいているというところでございます。以上でございます。

○委員長（上田 倫久） 井上委員。

○委員（井上 正治） 今ご説明いただいた分については、しっかりとやっぱり住民には知らせているつもりではあります。

それで、やはり200、300と降ると、必ず避難をする可能性が大なので、2階以上に休んでくださいということについては、連絡体制は取るのは取っておるんですけども、本当に避難ってなると、なかなか行動が移せないというのが現状ですんで、それが大きな課題かなとは思っておりますんで、そういう部分と、特に今回はコロナが出てくるので、例えば我々のエリアであれば、どこでもあると思うんですけど、避難所が、言ってみれば、屋内であれば半数ぐらいのレベルであると。これは100人が避難できる場所であっても50人ぐらいしか行けないということですので、先ほど国からの要請もあったようですけども、やはり安全な場所の、大きな旅館さんであったり、ホテルであったりというふうなとこの準備は、問合せももちろんしっかり必要でしょうし、そういうものを抱えてる協会さんだとかに

一度やっぱり協議をされて、どないでしょうかという市側からの声かけも私は必要じゃないかなと思いますし、なるべくいろんな感染症を防止するという対策というのは取るべきであろうというふうに思いますので、治療だとか、ワクチンが開発されないとなかなかこの様式は排除されないと思うし、今後も恐らく随分と生活様式は変化してくるのかなと思っておりますので、特に山間部の災害というのは一気に起きますので、水害みたいに予測はできませんので。この前の、ちょっと前ですけど、雨量のときにも、やっぱり1時間で20ミリ近く降つとるときがある。やはりその短時間でしたので、1時間に16ミリじゃなしに、短時間に16ミリ、あれが本当1時間続いたら災害が起きるなという、やっぱり恐怖感は覚えましたですね。

そういう分については、やはり本当にいかに自分たちで命を守るかということになりますので、いろんな場を想定していただいて、しっかりご指導というのも必要ではないかなと思いますし、それから、避難所のコロナ感染症に対する避難訓練というのもこれからは絶対やっていく、必要だと思います。やはり頭ではシミュレーションができて、実際、現場で動こうと思えば、訓練をしてないとなかなかできませんので、段ボールなどいろんなことがあっても、やっぱりそういうものを使ってしっかりと、検温もするというようなことで、先ほどありましたように、備品類についても全てやはりチェックしていただいて、きちっとした対応をしていただいて、市民の命と健康を守ることにはしっかりと対応していただきたいと思いますけど、いま一度ご答弁をいただけたらと思います。

○委員長（上田 倫久） 原田課長。

○防災課長（原田 泰三） そうですね、先ほどのホテル、旅館につきましては、こちらのほうから組合のほうにお邪魔をさせていただいて、いざというときの受入れについてお願いをしまいで、快諾を得てるというような現状でございますのが1点です。

それから、避難所でのコロナの感染症に対応する

訓練なんですけども、時間的にまだちょっとそういったことができてないというのは実際でございます。一つには、その代替といたしまして、実際に出水期前後に避難所の担当職員が必ずその施設を訪れまして、そこで自分がいざ運営するときに困らないように、例えば物の位置だとか、どういったアクセスになったり、どういったところを使わせていただくかっていうようなことの確認を各避難所と職員間でやっていただいて、それをずっと共有していくというような流れになってございます。

例えば今年、Aさんが豊岡小学校の避難所だったんだけど、今年、違う方が避難所の対応職員になるというようなこともありますので、必ずそういった情報はそこの施設の情報として共有していくべきことですので、そういったことも意識するために、毎年、大体6月とかぐらいだと思んですけども、職員が直接、避難場所に行つて確認をしてるところは取りあえずはやってるんですけども、ご指摘のような具体的な訓練というのを取り込むということはまだできていないのが実態ですので、今後、何らかの対策について研究していきたいなというふうに思っております。以上です。（発言する者あり）

○委員長（上田 倫久） よろしいか。

新型コロナウイルス感染症の（「ちょっといいですか」「まだ」と呼ぶ者あり）

○委員（芦田 竹彦） 確認も含めて、先ほどの青山議員も井上議員もおっしゃいましたが、今回の運営マニュアルにコロナ対策など、追記された言うことは非常に僕はいいいことだと思うし、そうせなあかんということが一つと、問題は、要援護者、妊産婦の方であるとか、そういった方が避難所に行くと。先ほどホテルとか旅館とかいうの、協定結んでというのがありましたけども、今のところは、城崎の旅館組合だけなんやね、そういう受入れ体制。豊岡のホテルは、これから協定を結ぼうとされてるのかということが一つと、要援護者に対しては、避難所のところの過密を防止するために、人数が必ず、段ボールですとか、間仕切りとかいうことを考えたら、かなり縮小されるので、この要援護者の方をどうす

るかというような問題で、今の介護施設であるとか、そういったところの受入れを要援護者についてはきちっと連絡体制を取って、看護体制が充実しているところに避難を、避難所ではなくて、そういったところという体制が僕は要るんじゃないかなということを思います。

いろいろ申し上げたけど、それから、ご近所避難ということがありましたけども、これからはそういった健全な、健全な人っていったらおかしいけども、自分で避難先をあらかじめ決めておいて、高台に行くとか近所の親戚とかいう形で共助というところの周知をするように、もう市もどんどんPRしていかなあかなという感じが持っておりますので、お願いしたい言うことで、意見があったら言うてください。

すみません、もう1点。防災無線なんですけども、うちも防災無線換えてもらったんです。あの防災無線が、うちの途中で切れたりとか、ぶつぶつになるということがあって、音声が。うちだけなのか、そんな問合せは市民の方からはないんですかね、防災無線本体、本体の通信関係のことで。

○委員長（上田 倫久） 防災課長。

○防災課長（原田 泰三） 順番に、まず1項目めの旅館以外のホテルなんですけども、例えば生田通りの区なんかは、グリーンモーリスさんと、区とモーリスさんとで協定を結んでおられます。豊岡でも以前は幾つかのホテルと協定を結んでたんですけども、ちょっと施設側のほうからなかなか受入れのほうに難しいというようなことで、今現在は結んでないというような状況でございます。但東のやまびこさんなんかは当然、指定緊急避難場所であり、定避難所にはなってるんですけども、豊岡市内のホテルにつきましても、今のところ、ちょっと具体的にそういったことに対する協力というのは、例えば業界全体にお願いしたりとかってというようなことは今のところ、まだ考えておりません。

ただ、先ほどちょっと説明の中に、幾つかホテルがあって、そこはコロナ禍の避難について協力しますよって言うてくださっているというようなこと

がございますので、そういったところには、ちょっと名前が言えないんですけども、そういったお願いをこちらのほうからも改めてさせていただきたいと思っております。

それから、要援護者の方なんですけども、一つには、今の一般の指定緊急避難場所なりにはそういった方は、比較的落ち着いて過ごしていただける部屋というのが福祉避難室というような名称で、必ず確保するっていうようなことになってございますし、あと、豊岡市で協定を結んでる、例えば福祉避難所なんですけども、ほぼほぼ特別養護老人ホームだったり、介護老人保健施設だったりとかいうことで、いわゆるもう入所の方が既にそこにおられるという中で間借りをさせていただいて、そこにいつとき入っていただくっていうようなイメージになります。

本当言ったら、そういった施設スタッフにいろいろなことを頼みたいというのは、それは人情なんですけども、やはりそういった方々っていうのは、基本、入所者の方のお世話をされて、それでパワーがあれば、そういった福祉避難的に逃げてこられた方に対するフォローをしていただくというような位置づけになってございますので、その辺りは、もう既に入ってる、入所者が入っていらっしゃるところの中の少し落ち着いた部屋をお借りするというようなイメージでございますので、場所は確保してございます。当然そういったものにたけたスタッフの方がおられるので、安心してはいただけると思うんですけども、あくまで豊岡市の場合は、いつときはまず指定緊急避難場所というところに避難をいただいて、1日、2日はそこで我慢していただくというような、言葉は語弊がありますけども、そこで過ごしていただいて、そこで少しやっぱりこういう生活は難しいわっていうような方がお願いをして、例えば先ほどの城崎の旅館だったり、それから今の特養等の施設に行ってくださいというような流れになります。そういったような役割分担といいましようか、位置づけになってるということがございます。

それから、ご近所避難の関係なんですけども、引

き続きこれはやはり自助だったり、共助だったりの中で、やはり安全が確保できる、少しでも自分の家より安全を確保できる場所に移動していただくという観点から、やっぱり体調の悪い方だったりとか少し足が悪い方だったりとかいう方につきましては、遠方の避難所に行くよりは、そういった身近な方のところでお世話になるというようなことが、もし安全であれば、もっともっと推奨をしていかななくてはならないというふうに考えておりました、引き続き取り組みたいと考えております。

それから、最後の防災行政無線なんですけど、議員のお宅で、途中でぶちっと切れてしまう。長いこと放送しててぶちっと切れたというのではなくてみたいな感じなんですかね。放送の時間の関係もあって、以前ちょっと一度、市長の放送が切れたというようなことがあったんですけども、そういった長い放送で切れたというわけではない症状なんですか。

○委員（芦田 竹彦） じゃなくて、例えばラジオ体操なんかするやんか、10時と3時にあったでしょう。うちの機械だけかどうか分からへんけど、やっとなら、途中でぶんと止まってしまうっていうことがあって、そういうのいんですか。ほんなら、ちょっと個別に換えてもらう。また連絡しますわ、すみません。

○防災課長（原田 泰三） 議員、もし電波の悪いところにお住まいなのかもしれませんので、アンテナを無償でつけさせていただくようなこともできますので。

○委員（芦田 竹彦） アンテナをあんまり伸ばしたりなんかでせえへんし、電池換えても一緒。

○防災課長（原田 泰三） もしそういったことがあるようでしたらまた連絡をいただけたらと思います。

○委員（芦田 竹彦） 個別で、ごめんなさい。

○防災課長（原田 泰三） また連絡をいただけたらと思います。

○委員長（上田 倫久） 伊藤委員。

○委員（伊藤 仁） 資料2の1ページで、避難所

の考え方なんですけれども、先ほど来お話が出ますように、いろんなところに今からは避難しなさいよということが書いてありますし、言われております。銘々に避難されて、その家がどういった状況なのかいうことを確認のしようもないですし、確認しようと思ったら、一軒一軒、最終的に確認しなアカンない言うこともあるでしょうし、市として、区として、誰がどこに逃げてるんだ、分からないといった状況でいいのか。それを確認するシステムは考えられておるのかいうことをまず1点お聞きいたします。

それと次に、これは資料3の6ページに避難所の受入れについて書かれております。例えば37.5度以上体温がある方は、体調不良者としての受付を行うということが書かれております。それぐらい熱がありますと、避難所ではコロナの疑いをまあまあ想定される、考えなければならないと思うわけですが、そうなりますと、そういった、その人たちを隔離する、隔離といいましょうか、避難させる特別室をどの程度考えられて、確保されているのか、各避難所ごとに。

それと、避難所でいいのか、ここまで来ると病院だろうなとか、その辺の判断を現場でできるのかできないのか、お答えいただきたいのと、もうあと最後1点は、資料4で、先ほど旅館とかホテルの避難所として受入れをされるということは今進められておるということですが、避難所のほうは熱があっても受け入れて、ホテルや旅館は受け入れてくれるのかくれないのか。そして当然、何日間、3日間、1週間と、ホテル、旅館等に宿泊しますと、お世話になりますと、料金が発生しますよね。この料金は誰が払うのか、その辺りも教えてください。

以上です。

○委員長（上田 倫久） 原田課長。

○防災課長（原田 泰三） すみません、まず、避難者がいろんなところに分散避難するという、今、伊藤議員のおっしゃられた指摘はごもっともでございます。

ただ、私たちが言ってるのは、あらかじめの早め



の避難をしていただきたいということが、することができる場合については、例えばマイ避難カードとか、そういった個別支援計画とかで、いつ誰が誰をどこにっていうようなことを決めてる、特に要援護者の方なんかはそういったのが進んできております。そういったことで、この方はここに避難しているということがそれで分かる、一つは仕組みにはなっております。

それから、昨年度からマイ避難カードといいまして、要援護者の方だけではなくて、もう今や家族の一人一人がいつどこで誰とどこに避難するみたいなことをもう決めていかないとおっつかないというような状況にもなっておりますので、今後は、これまで以上にそういったマイ避難カードなんかの取組についてもずっと啓発をしていく中で、要は、この方はいざというときにどこに避難してるんだというのが、例えば自警団の方とか区長さん方、皆さんが知ってるというような社会に少しでも近づけていかないといけないのかなというふうに思っております。

なお、うちなんか、ちょっと個別事項ですけども、私が避難したよというときに、例えば白タオルを2つ玄関にかけとくとか、そういったような中の取組なんかも実は小田区では今やりかけてるというような状況が一つご紹介としてはございます。

いずれにしても、そういったことであらかじめの避難先をあらかじめの段階に決めておいていただくということの周知が図れたらと考えております。

それから隔離、隔離っていったら言葉が悪いんですけど、部屋を分けるような部屋なんですけど、例えば市の指定緊急避難場所っていうのは、小学校みたいに教室がたくさんあるところもあれば、地区の公民館みたいに1部屋、2部屋しかないようなところもございまして。そういったところにも、数は十分ではないかもしれませんが、間仕切りだったりとか、手指消毒の液なんかもお配りさせていただいて、最低でも、間仕切りといいましようか、スペースが複数確保できる、できたら別の部屋に移っていただくというようなことの、そういった小さいところであって

も、できれば別の部屋にというようなこととはするんですけども、ちょっと今の段階で、じゃあ、どの施設に何部屋ぐらい別の部屋で確保できるかというのは、ちょっと詳しいところが分からなくて申し訳ございません。

それからあと、そういったことが現場で判断できるかということなんですけども、一応、避難所運営マニュアルの下のほうのページで27ページの体調確認表チェックシートっていうのがございまして、ここでは、もう高熱が出てますみたいなことがあったり、もう微熱がずっと続いてますとか、そういったようなときに、いろいろ連絡先を記載をしておりますので、そこで判断するのではなくて、こういう症状が出たら、もう接触者相談センターに電話をつなぐというようなことで、スムーズな対応をしていくようなことに取り決めておるところでございます。

それから、ホテルと旅館とかの受入れ時の費用の関係なんですけども、当然、先ほども、城崎温泉の旅館組合のほうにお願いをしているのは、あくまでも、どっちかっていうと健常といいましようか、そういった、もちろん発症のない方、発症といいましようか、発熱されてる方ではなくて、指定緊急避難場所で少し生活が大変だになってというような方につきまして移っていただくというようなシステムでございまして、そういった方が滞在をいただくということになるんですけども、当然、滞在に係る費用というのは要ってまいります。

実は指定緊急避難場所に二、三日いて、その後、別の場所へ移っていただかなくてはいけないような災害っていうのは、恐らく想像ですけども、例えば災害救助法が適用になってたりとかってする、避難生活が長期にわたるというケースが想定されますので、そうなってくると、国と県で災害救助の費用を、先に豊岡市では出さんならんですけども、後からバックするというような、そういった災害救助の費用が出る制度がございまして。そんな十分ではないんですけども、例えば平成28年の熊本地震なんかでは、高齢者の方が急遽そういった避難場所へ移

って暮らされたというようなときのホテル代なんかも、そのときの金額ですけど、お聞きしたところでは、素泊まり6,000円ぐらいの金額までは、その当時は出たというようなことを聞いてます。ただ、いろんな情勢だったりとか考え方が普及、浸透してきました、この金額は、あまり下がることはないと思うんですけども、幾らで出るかっていうのは各県の判断っていうようなところもあるものと考えてます。それに加えて、1食300円とか500円程度の食事代というの、弁当に代わって、高齢者の方がそういった堅い弁当が食べにくければ、軟らかい弁当を出してあげるかっていうようなことにも一応対応できる制度はありますが、いずれにしましても、そんなに高い金額をお支払できるような制度ではありませんので、少しその辺はちょっと普通の宿泊とは変わってくるだろうというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（上田 倫久） 伊藤委員。

○委員（伊藤 仁） 避難所の受入れ体制については、まだきちっと決まったものがないというお話もいただきましたので、先ほど訓練の話も井上委員のほうから出ておりましたけれども、それも含めて早急に、今できるときにやっとなすべきだなというふうに感じましたので、お願いをしておきます。

それと、ホテルのどんだけ受入れ体制ができるのかどうか分かりませんが、早い者勝ちみたいなことにならないように、その辺のルールも一定必要じゃないのかなというふうに感じましたので、その辺、意見があったらお聞かせください。

○委員長（上田 倫久） 原田課長。

○防災課長（原田 泰三） 先ほどの城崎温泉旅館の場合ですけども、あくまでもこちらでちょっとこういう症状の方がおられるっていうふうなことで、旅館組合さんのほうにお声かけをさせていただいて、そこのほうから指定いただく場所にその方が行っただけという流れになりますので、だから、いわゆるすぐにそこが避難場所になりますっていうことで開設される趣旨のものではございません。あくまでも生活が長期化したときに、生活する

場所として提供させていただくという施設になりますので、最初のうちは、もう本当に山小屋のような中での生活っていうふうなことも、本当に今回はそうならないようにはするんですけども、本来普通これまでの災害でしたら、もう本当に山小屋にすし詰め状態でも、1日我慢してくださいねっていうようなことも正直お願いをして受け入れるというようなことの意味合いでございます。ですので、生活するような段階になってから移っていただくというようなことになります。

○委員長（上田 倫久） 奥村委員。

○委員（奥村 忠俊） すみません、私のところは蕎麦屋なものですから、観光の関係では、この際、本当、大変な被害と申しますか、厳しい状況あったんですけど、昨日来られた人が言われたのは、コロナが蔓延した当時、ほとんど国の地図は真っ赤っかで、東北は一つ白い県がありました、そのほかとしては、真っ白のところっていうのはあまりなくて、しかし、但馬は一人も出ていないということがあって、言われたんです。全国でコロナ患者が出たのに、ここは何で出せませんでしたって、こういう言い方をされましたわ。何で出たか出ないかまではこっち分からないんで、皆さんがテレビであるとか、あるいは市からのいろんな説明だとか報告書だとか、説明あったの、そういったものをしっかり守ったなというふうには思っているんですけどね。やっぱり第二波、第三波ということも今後考えられるわけですし、今回そういった中で、感染者が出なかったということに対しては、これはやっぱり自信を持つべきですね。どういうふうにしたから、あるいはどういう取組があったから、あるいはどういう要因で患者が出なかったというところ辺もよく分析をしていただいて、これをやっぱり改めて市民の方々にお知らせをする必要があるんじゃないかというふうには思うんですね。そのことが第二波、三波をやっぱり防いでいくことにもなるように思いますので、そういった点で総括をされて、市民にぜひ知らせていただきたいというふうに思いますが、その点についてどうでしょうか。

○委員長（上田 倫久） 原田課長お願いします。

○防災課長（原田 泰三） すみません、今議会のほうでもご質問があって、そういった総括っていうようなこともあったかと思うんですけども、一つが、本当に日頃からの市民の皆さん方のマスクの着用だったり、不要不急の外出自粛とかの要請に応えられたりとか、距離を保ったりとかという徹底もありましたし、社会的なこととして、例えばあまり交流、交流じゃなくて、例えば電車通勤だったりとか、そういったクラスターが発生するような要因になるようなところの活動は、あまりこちらのほうではないというようなこともあるかと思えます。

答えにはなっていないかもしれないんですけども、確かに議員おっしゃられるように、本当に豊岡、感染者が一人も出ず、これからもそういったことに本当に新しい生活様式を徹底して、本当に生活なり、いろんな社会生活は不便になると思うんですけども、もうそれをしていかななくてはならない、コロナと一緒に共存していくというような考え方については、常々そういった市長の放送だったり、そういったようなホームページだったり等で啓発に努めてるところでございます。

引き続きそういったいろんな活動をするに当たって、そろりそろりではないんですけども、そういった対応をしっかりこれからも継続して啓発していきたいなというふうに考えております。以上でございます。

○委員（奥村 忠俊） そういうことでいいんですけども、ただ、皆さん、やっぱり豊岡は出なかって、よかったっていう言い方をされるわけ、どこに行ってもされてます。それは、本当に豊岡市のほうがしっかり頑張っただけで市民に呼びかけてきたし、それから市民の協力もいっぱいあったというふうに思うんで、そういうことが、防災無線でも市長が何回もおっしゃっておられますけども、私やっぱり改めて、今後も守っていくためにも難しく書かないように、一つ各家庭にもその資料等も配ったりしながらというふうなこともぜひやってほしいなど、こう思いますので、今年、いつからかは分かりませんが

も、必ず第二波、三波が来るんじゃないかと言われておりますので、それに備えていただきたいと要望です。これはちょっと要望です。

○委員長（上田 倫久） 新型コロナウイルス感染症に対応した災害対策については、この程度でとどめておきたいと思えます。

では、最後に、「千年に1度」の大雨、県想定を議題といたします。

防災課、原田課長。

○防災課長（原田 泰三） 引き続き右肩に資料6というものでございます。「千年に1度」の大雨の県想定についてご説明をしたいと思います。

2015年の7月に水防法が一部改正されまして、洪水浸水想定区域については、それまで計画規模での公表だったのが、想定最大というような降雨による区域を公表せよというふうなことになってございます。それをもって、兵庫県では、管理河川で浸水想定区域図の作成を進められました。豊岡市の関係では、2019年8月に円山川水系に続きまして、この5月に竹野川、須井川の水系についての洪水浸水想定区域が公表されております。

今回の公表結果なんですが、竹野川水系2分の1と右下のほうに書いてある資料ですけども、その左の上のほうに黒く太い字で書いてございますが、この想定最大規模の降雨っていうのが従前の約2.7倍ということで、具体的に言いますと、以前の想定っていうのは24時間で215ミリという想定だったんですが、これが一気に24時間で586ミリ、これが1,000年に一回という想定のようなんですが、この数字が変わったことから、当然、浸水面積が従来より大きくなりまして、想定最大の浸水深につきましても、計画規模であれば、ちょっと右のほうの、この2分の1の資料の半分より右側の参考と書いてある計画規模のとこなんですが、小丸というところで5.1メートルなんですが、想定最大になりますと、同じ場所でのちょっと観測ができてないんですけども、赤字で書いてあります鬼神谷の5.8メートルというふうなことでございます。

なお、鬼神谷の同地点での計画規模の降雨による浸水っていうのはないというふうに聞いております。

それから、その他、ちょっとここには書いてある施設、ない施設があると思いますが、ちょっと真ん中辺の四角で囲った、例えば竹野庁舎って書いてあったり、中竹野地区コミュニティセンターだっったりの浸水深を見てやってください。竹野庁舎では、想定最大では2.3メートル、ここにはちょっと書いてございませんが、先ほどの計画規模という215ミリではゼロです。それから中竹野地区コミュニティセンター、真ん中辺にちょっと書いてございますが、ここは、想定最大、さっきの586ミリっていうやつでいきますと、3.5メートルということで、2階が若干つかる可能性がある数字になってございますが、計画規模降雨では、ここには書いてないんですけども、あっ、書いてありますね、2.1というふうなことになってございます。また、竹野南地区のコミュニティセンターでは、想定最大規模降雨では3.5っていうようなことが…（発言する者あり）0.9ですか、すみません。中竹野地区コミュニティセンターですね、間違いました。3.5メートルで計画規模だったら2.1ということです。それから竹野南の場合は想定最大では0.9、計画規模についてはゼロというふうなことが出ております。

それから、次のページをめくってやってください。浸水継続時間というのが左のほうに書いてございます。ここは最大で、下塚付近の耕作地なんですけども、竹野川右岸沿い辺りの耕作地で70時間というのが想定最大では田んぼがずっと浸かっているというようなイメージでございます。

それから、ちょうど中段、真ん中辺ぐらいに家屋倒壊等氾濫想定区域っていうのがありますけども、ちょっと分かりにくいんですが、この氾濫流という、洪水の氾濫流によって、いわゆる建物が倒壊する危険性が高いという区域は、ほとんど点在しているとか、ちょっと小さくて恐縮なんですけど、点在しているというようなレベルでございます。

それから、河岸侵食というのが右のほうに書いてありますが、これについては、おおむねもう全区間にわたって両岸で連続して分布しているという結果になっています。

こここの辺りの状況につきましては、ちょうどいいタイミングで先日、発表後に、県土木河川砂防課と、それから竹野振興局や消防団の方々との合同点検がございまして、現場で当時の状況を消防団の幹部の方から詳しく県のほうに説明をされ、改善についての要望をするタイミングがございましたので、ご報告をさせていただきます。そんなすぐにはなかなか変わらないと思いますが、そういう機会がございました。

続いて、次のページをご覧ください。今度は須井川でございまして。

想定最大規模の降雨が、ここは計画規模だと158ミリ、12時間というやつなんですけども、これが千一になりますと、12時間で460ミリという想定になるということでございますので、面積も当然大幅に広がっております。想定最大の浸水深なんですけども、濱須井なんですけど、2.5メートルということになってございます。

主な地点ということで、ほかにもちょっと若干書いてございますが、濱須井の公民館では、想定最大では0.3メートルというふうになっておりますが、計画規模では浸水はありません、書いてないんですけども、ございません。それから奥須井の多目的集会施設っていうのも書いてございますけども、こちら想定最大だと0.3メートルですが、計画規模降雨では浸水はないというふうに聞いております。

それから次の最後の資料でございまして、浸水継続時間については、最大で、奥須井の須井川沿いで6時間というふうなことになっているようでございます。ちょっと小さくて分かりにくいんですが、大体そういった薄青のエリアが広がっているというふうなことです。ちょっと詳しく、どの地点が何時間っていうのは分からないんですが、こういった奥須井で6時間っていうのが最大になっているということでございます。

それから家屋倒壊等氾濫想定区域ですが、氾濫流による想定区域はないということですし、逆に河岸侵食につきましては、家屋等の基礎を支える地盤が流失して、家屋等の構造によらず倒壊、流失する危険性が高い区域っていうことの位置づけのようですが、ほとんど全部がそういった区域になっているというようなことでございます。

こういった想定を踏まえまして、市では、指定緊急避難場所の検証といいたしめようか、確認をして、例えば想定最大規模の降雨が想定されるような台風だったりとかが接近する場合について、それが分かるようであれば、あらかじめ、例えばその避難所は駄目ですよとか、そういったような周知、もちろん平時には、ここは想定最大には対応してませんというような貼り紙をしたりとか、区の皆さん方に回覧したりとかというような対応をして、周知徹底を図りたいなというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（上田 倫久） ありがとうございます。

説明が終わりました。

質問等はございませんか。

伊藤委員。

○委員（伊藤 仁） 1,000年に一度の想定をされてるんですけども、いつから1,000年ですか。それは、いつから数えて1,000年ですか。

それと、その1,000年に一度の今、想定ができてまして、それについて対応されていくんだと思うんですよ、余裕の範囲内でね。そうなりますと、構造物を、もしも堤防を上げました、いろんな構造物を造りました、1,000年もたないんですよ。1,000年に一度の水害を今シミュレーションされて、何をどう、どのように向かっていくのか、その辺りを教えてください。

○委員長（上田 倫久） 原田課長。

○防災課長（原田 泰三） 今の1,000年に一回というのは、いわゆる1,000年ごとに1回発生するという意味ではもちろんなくて、1年の間に発生する確率が1000分の1の降雨であるということで、毎年が発生確率っていうのは非常に小さい

んですけども、規模の大きな降雨であるっていうようなことの意味でございます。

例えばさいころを6回振って、1が何回も出るというようなこともあるというような例えはよくされるんですけども、そういったようなことで、もちろん1,000年の間にとりうふうに数えますと、もしかしたら2回、3回あるかもしれませんが、そういった1,000年に1回というのではなくて、1年の間に発生する確率が1000分の1ぐらいのレベルの大雨なんだというようなことでございます。

それから、確かに構造物で防ぐっていうのは非常に難しいです。私どもも、市の指定緊急避難場所なんかも、この施設については1000分の1の雨が、もし見舞われるようなことがあれば使えないですよということで、避難のことだけ考えますと、そこは使えないというような選択肢で、1,000年に一回の雨でも、一応、浸水想定上オーバーなところに行ってもらおうという啓発をするというようなことになります。

だから、おおむね、例えば津波でも何もそうなんですけども、そういった構造物で防ぐというのは、土砂災害でも何でもそうなんですけど、おっつかないというようなこともありますし、費用がすごいかるっていうようなことがあるので、もうそれと並行してソフト対策でしっていくというのがもう今、国の流れだということでございますし、私たちもそうやって考えております。以上でございます。

○委員長（上田 倫久） 伊藤委員。

○委員（伊藤 仁） ですから、予算的に余裕があればスーパー堤防を造っていくんだという考え方じゃなくって、1,000年に一度ここに逃げなさいよという、まあまあ安全な場所を示していかれるという考え方でいいんでしょうか。それとも、それに向かって何ぞ対策を今、予算立てをして、将来的に向かっていかれるのか、その辺りもお聞かせください。

○委員長（上田 倫久） 原田課長。

○防災課長（原田 泰三） とんでもない雨ですので、

今、私のちょっと知ってる限りでは、そういったものに耐えられるような、例えば浸水、洪水に耐えられるようなというのは、ではなくて、例えば粘り強く円山川の堤防ののり面の裏法尻の強化だったりとかってということで、いわゆる逃げる時間を稼ぐためにハード対策をしてるというのは、今、浸水想定とか大雨に関してはそういうような、豊岡では状況ですので、いかにやはりそういったものを、そこより高いところに避難場所を造るというよりは、そこでも大丈夫な避難先をあらかじめ市民の皆さんには決めておいていただく。先ほどの分散避難のところでお話をしたんですけど、例えば遠方であっても、先ほどのゲリラ豪雨はちょっと別ですけども、大雨とか数日前から、やはり予測の精度も上がってきておりますので、そういった情報を踏まえて、もう早めにさっさと逃げてくださいという文化をこれからはより創っていかないといけないのかなというのが今思ってる、ソフト面での思いでございます。以上でございます。

○委員（伊藤 仁） よろしいです。

○委員長（上田 倫久） 青山委員。

○委員（青山 憲司） 1点だけ、ちょっと浸想図の関係で教えてください。

竹野川水系で、計画規模の浸想図では、小丸が5.1メートルになつとるんですけど、想定最大の浸想図になると、小丸の部分がなくなって、鬼神谷が5.8メートルになってるんですよ。これは何か、どういう理由でこういうふうになってるのか、ちょっと教えてください。

○委員長（上田 倫久） 原田課長。

○防災課長（原田 泰三） すみません、兵庫県の作った資料がこんなふうになってるというのが実際のところでございます。

ただ、私たち、防災マップで啓発したりとかするに当たりまして、若干誤差、誤差といいましょうか、あるんですけども、各地域のいろんな主要な地区公民館だったりとか、会館だったりとかっていうのの想定最大であったり、計画規模だったりっていうこと、内部の情報として共有をしてるっていうような

こともございます。そういった、出前講座なんかで実際にお聞きくださればお答えをしてるというようなものなんですけども、そういったデータによりますと、小丸の公民館では、一応大体の数字なんですけども、計画想定最大だと0.72ぐらいですかね、いや、74ですか、そういったような数字が出ております。ちょっとすみません、そののびったりとした場所ではないかもしれないんですけども、県のほうに直接聞きましたら、そのような数字が出てくるということでございます。

先ほどの理由は、以上の単純な理由でございます。

○委員（青山 憲司） ちょっと。

○委員長（上田 倫久） 青山委員。

○委員（青山 憲司） 計画規模の浸想図が5.1メートルになつとるんじゃないか、小丸。これが今の1,000年に一度のほうでは消えてなくなってるんですけども、この5.1メートルってのはどこか分からないということなんですかね、ちょっと図のあれで、どういう理由なのか。

○防災監（宮田 索） 青山委員のそのご質問というのは、計画規模のところで最大なところが、なぜ最大規模のときに最大にならなくて、この地点が変わってるのかというご趣旨ではないかなというふうに思います。

○委員（青山 憲司） そう。

○防災監（宮田 索） ちょっとこれについては、あくまでも県がシミュレーションを、この条件でしたら、ここが最大になったという、最大の地点だけを示して、我々データを頂いてるところですので、この計画規模のときに最大のところが、最大規模のときに最大で幾らになるかということについては、改めて県のほうにちょっと確認をさせていただいて、お答えはさせていただきますけれども、あくまでも計算上最大のところがこの地点で、このメートルであったというふうな形の情報しか、今のところ市のほうには頂いてないというふうな状況でございます。

○委員長（上田 倫久） 青山委員。

○委員（青山 憲司） 今の本編がかわることによつ

て、小丸の芦谷 川かな、小丸川かな、これが遮られて、小丸が浸水するのかなというふうに見とったんですけれども、今の最大想定の方では、どっか決壊によって、そういうあれは免れるのかなというふうな雰囲気も取れなくはないんで、この辺りはちょっと一度県のほうに確認して、またご報告いただきたいと思います。

○委員長（上田 倫久） よろしいですか。

○委員（青山 憲司） はい。

○委員長（上田 倫久） もうお願いいたします。

それでは、「千年に1度」の大雨、県想定は、この程度でとどめておきたいと思います。

以上で当局側に説明願う協議事項は終了いたしました。

当局職員の方は退席いただいて結構です。お疲れさまでした。

ご苦労さまでした。

では、最後のその他ですけれども、次に、その4、その他ですが、行政視察計画、いわゆる管外行政視察についてを議題といたします。

前回の特別委員会で皆様にお知らせしておりますが、新型コロナウイルスの関係で、視察の実施について最終的な判断を5月22日金曜日の議運で行い、その結果を踏まえて、今委員会で協議を行うものでしたが、先般の議運の協議結果としまして、今期11月の改選期までは実施しないとのことになりましたので、お知らせします。

その他、委員の皆さん、何かありましたらお願いいたします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（上田 倫久） ありませんね。

なら、以上をもちまして本日の防災対策調査特別委員会を終了いたします。ご苦労さまでございました。

午前11時00分閉会

---